

令和2年度 第4回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和2年9月4日（金） 午後7時～9時
会 場 武蔵野スイングホール レインボーサロン
出席委員 権丈会長、小林副会長（WEB参加）、伊藤委員、大田委員、小澤委員、
高木委員（WEB参加）、竹内委員、武田委員（WEB参加）、中村委員、
三上委員（WEB参加）、渡辺委員
欠席委員 なし
傍 聴 者 1名

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題

- (1) 前回議事録の確認について
- (2) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討における論点整理について
※主な論点：論点1～2
- (3) その他

■議題（1）前回議事録の確認

・資料1に基づき事務局より説明

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は1週間程度を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

■議題（2）武蔵野市パートナーシップ制度導入検討における論点整理について

【会長】 議題2、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討における論点整理について」について、事務局より説明をお願いする。

【男女平等推進担当課長】 資料2-1、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討における論点整理 概要」をご覧ください。前回の議論を踏まえた内容を方針案として入れてあるが、こちらはあくまでたたき台のようなもので審議会の決定案ではないので、留意されたい。

資料 2-2、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討における論点整理」をご覧ください。最初のページは目次になっており、補足事項として「審議会が出された意見」欄は、審議で委員の皆様から出された様々な意見を列挙したものであり、審議会としての方針を示したものではない、ということを書いている。実際の報告書には、この記載は入らない。1 ページ、論点 1-1、「パートナーシップ制度の目的」を新たに加えた。この制度がどんな目的で、どんな人達をサポートするのが一番大事ではないかということから、武蔵野市のこれまでの取組を経てパートナーシップ制度を導入する場合の目的を第一に提案させていただいた。1 つ目が性的指向・性自認に係る日常の生きづらさを緩和する、ということ。2 つ目がお互いを人生の伴侶として日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した 2 人を支援する制度である、ということを書かせていただいた。

3 ページ、論点 1-2、「根拠規定を何に置くか」ということである。このことについては、武蔵野市男女平等の推進に関する条例を改正することで対応する、という意見が多かったことから、しっかり議会にお諮りして、条例改正で行うと書いている。

5 ページ、論点 2、「制度の在り方」、2-1、「制度の種類」である。前回議論を踏まえ、パートナーシップ宣誓と宣誓書受理証の交付。さらに公正証書等を受理することによるパートナーシップ関係の確認・証明、この 2 通りのやり方を併用型とするというかたちで書いた。検討事項の 2 番目の中黒に、公正証書の受理に当たっては、作成への支援の仕組みの検討も必要であるということを加えている。

10 ページをご覧ください。2-2、「制度の対象者」についてである。性的指向・性自認により生きづらさを感じている方を対象とする。なお、異性間であっても日頃の生きづらさを感じている方を対象とするということで、同性だけではない異性間についても対象に含む、という議論を踏まえた内容になっている。

続いて論点 3 以降については、資料 2-1 を再度ご覧ください。論点 3 の申請要件について、3-1 の「居住地」だが、宣誓書受理証交付の場合は、2 人が市内に住所を有していることとし、同居を基本とするが、別居の場合も認めるものとする。公正証書等受理書の交付の場合には、それ自体が実効性を持っているので、少なくとも 1 人が市内に住所を有していることで認めることとする。3-2、「その他の申請要件」については、年齢は成人としている。このことについては、民法改正により、成人となる年齢が変われば、それに従うということである。また、現に婚姻していない

こと、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないことが要件となる。さらに、近親者でないことが加わるが、パートナー関係に基づいた養子縁組については認めるということで考えている。論点4、5、6については、説明を省かせていただく。

資料3をご覧いただきたい。現在、審議会においてパートナーシップ制度の導入の可否含め、検討中であり、この内容が決まらないことには、条文の検討を進めるのは難しいが、パートナーシップ制度が導入された場合には、こんな形になるということをお示ししたほうが議論に資すると考えたことから、例としてお示ししたものである。

(1) 条例案に盛り込まなければならないと考えられる、パートナーシップ制度に関連する事項についてだが、(ア)では、前文が非常に大事であるということから、現在の条例の一部を抜粋している。前文の最後のところに「全ての人が互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等に関わりなくそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する」と書いてあり、最初から本市の条例については多様な性ということに言及しているため、前文に手を加える必要はないとも考えられるが、ご議論いただきたい。

(イ)は、条例に追加することが考えられる事項についてだが、第2条にパートナーシップを定義することが必要ではないかと考えている。「お互いを人生の伴侶として日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した二人を支援する制度」ということで、真摯な関係の2人をサポートする仕組みであるということから、最初にこのことを定義したいと考えている。その次のパートナーシップ制度というところは、実際にパートナーシップ制度をどのようにやっていくか。「パートナーシップ制度」という条文を建てる必要があると考えている。次ページには、「アウトティング禁止事項」について書いている。

(2)は参考として、先行自治体における条文をまとめている。取りあげたのは制度を条例に定めている自治体である。まず「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」は平成27年に新たに作られており、最初から性の多様性という内容が入っている条例である。4ページを御覧いただきたい。「豊島区男女共同参画推進条例」では、もともと男女の条例があったところ、平成31年度にパートナーシップ制度導入時に改正を行ったものである。こちらの(注)のところの下線部分は、平成31年度の改正箇所であるが、前文の中ほど、「一方、様々な人々が互いの違いを理

解し合い、認め合う重要性はますます高まっている。こうした中、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、全ての人と共に生きていける社会の実現が求められている」、この一文を前文に加えている。その次の段落で、「性別等」というところにアンダーラインを引いているが、これは、改正前は「性別」だったり、「男女」といった、男性と女性、2つの性別を記載していたものを「性別等」と改正している。5ページの岡山県総社市だが、もともと男女共同参画条例があって、それとは別に「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」が作られた例である。当該条例には、前文はない。6ページは港区である。豊島区と同じように、「港区男女平等参画条例」を令和2年度に一部改正を行っている。前文の下線部分をご覧いただきたい。1行目に「性別等により」、4段落目のところに「性別等や」という記載があるが、改正前は「性別」や、「男性、女性」といった、やはり2つの性だけを指していたところを「性別等」という形に改正を行っている。

8ページでは、先行自治体の文言の定義について例示した。まず「パートナーシップ」については、戸籍上の同性婚のみを規定している自治体として渋谷区と中野区がある。渋谷区は「男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える」、中野区でも、「人生のパートナー」として、「互いに協力しながら」、「同居して共同生活を行っている」ということが前提になっている。その次の、「一方または双方が多様な性自認・性的指向」としている豊島区だが、やはりこちらでも「互いを人生の伴侶」として、日常生活において協力するということが書かれており、共同生活をするを前提としている。最後に戸籍上の異性婚、いわゆる事実婚も含む自治体においても、千葉市では、「互いを人生のパートナー」と位置づけ、「同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係」、また、「同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担」としている。横浜市でも「互いを人生のパートナー」と「共同生活」、「対等な立場で必要な費用を分担」ということが書かれている。横須賀市においても同様に、「互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い」ということが入っている。鎌倉市でも同様に、「互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合う」という言葉が入っている。こうして見てくると、同性婚のみ、異性婚も含む自治体、どちらにも共通するのは、「人生のパートナー、伴侶」として、ということと、「協力して、共同生活を行う」といった内容が大体どこの自治体でも、例外なく入ってくると考えているところであ

る。

その次の資料4は、あくまで参考としてご覧いただきたいのだが、もし条例改正することになった場合、どの場所に入れるのかということイメージとしてとらえていただく目的で作ったものである。「パートナーシップ制度」の言葉の定義、「アウトティングの禁止事項」をここらあたりに入れたらいいのではないかとということで書いた。それから、「パートナーシップ制度」でどういうことをやるのかということ新たな条を建てて、「市長は、パートナーシップの宣誓があったときは、規則で定めるところにより宣誓書受理証を交付する。また、公正証書等を受理した場合には、公正証書等受理証を交付することができる」ということを入れたら、という提案である。

資料5は、「武蔵野市の男女平等の推進に関する条例施行規則」を参考としてつけさせていただいた。制度ができた場合には、この中に様々な、審議会で今、議論いただいている内容が入ってくるものと考えている。

【会長】 前は、少し論点を広げて細かな点も議論いただいた。今回は、それも踏まえた上で、本制度の目的、対象や、制度の在り方といった基本的なところ、論点1、2を固めることを目的に、この2つの論点を中心的に議論していきたい。この2つの論点が条例に入ってくることになると思っている。そのほかの論点は、主に規則の形になると思われ、やや事務的なところもあることから、本日は、論点1、2を中心に扱う。

まずは、現在の条例を改正して対応していくという点について、少し議論いただきたい。論点1-2、「根拠規定を何に置くか」であるが、今までの議論の経緯では、既に制定されている「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応するということが、これについて何かほかの意見があれば伺いたい、よろしいか。無いようであれば、資料のとおり、論点1-2については、現行の条例を改正する方式としたい。

続いて、論点1-1、2-1、2-2についてお願いしたい。特にパートナーシップ制度の目的と制度の対象者について、確認していきたい。今までの議論では、本当に困っている人たちをしっかりとサポートしたいということと、やや間口を広げる、といった議論もあったと思うが、審議会として、どういった方たちに対して、どういうことをターゲットにしたいのかをしっかりと確認しておきたい。先ほど、事務局に基本の資料を説明いただいたが、参考資料についても説明されたい。

【男女平等推進担当課長】 参考資料をご覧ください。まず中野区のパートナーシップ宣誓に関するアンケート調査結果である。続いて同じ中野区のパートナーシップ宣誓の宣誓件数についてである。今年の7月31日までの宣誓件数が合計で58件、そのうち公正証書等受領証も併せて交付した件数は7件である。最後に渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書である。非常に詳しく書かれているので、参考にご覧いただきたい。

【会長】 ここまでのことについて、意見をお願いしたい。

【副会長】 資料3の8ページ、パートナーシップの定義のところでは先行自治体の「経済的又は物理的かつ精神的」という文言が条例の改正がされた場合の追加箇所にも引用されているが、これは「又は」と「かつ」の使い方で何を言いたいのか、「経済的、精神的」のセットと「物理的と精神的」のセットのいずれかという読み方になると思うが、法律では、厳密に接続詞を使わないといけないので、この接続詞についても、きちんと検討しないと意図したものと違う内容になってしまうので、確認されたい。

続いて資料2-2、論点3-2、「その他の申請要件」の中で、「近親者でないこと。なお、パートナー関係に基づいた養子縁組については、認める」と書いてあるが、これはおそらく、婚姻ができないことにより、代わりに相続対策で養子になっていたような場合を想定していると思うが、養子関係の方や、過去に養子関係にあった方というのは、民法上、婚姻ができない。そのこととの関係で、これで大丈夫なのかということについて、よく検討されたい。

【会長】 このことについて、事務局からあるか。

【男女平等推進担当課長】 最初に指摘された「経済的又は物理的かつ精神的」については精査させていただきたい。意味合いとしては、真摯な関係性の2人をサポートしたいとの思いからである。

次のパートナー関係に基づいた養子縁組については、財産や相続等の問題の解消のために養子縁組をしている同性パートナーが一定以上いるという認識から、民法上婚姻できない近親者を対象外とする中で、この関係に限り認めている自治体があるところから、事務局案でも、なお書きで入れたものである。検討させていただきたい。

【会長】 副会長からの要望について、特に適切な形になるよう研究されたい。パートナーシップ制度の目的として今回確認したいのは、まずは真剣な関係にある同性

カップルをサポートしたいということがある。加えて、異性間の事実婚の方を対象にするかというところの確認をしたい。先ほどの資料3、条例としてやっている市区町村の中で、例えば豊島区は、「一方または双方が多様な性自認又は性的指向の2人」という条件をつけている。

外国の例においては、同性婚に至るまでにパートナーシップ制度を持っていた国、そして併せて、それを今も併用している国もあり、その中でもパートナーシップ制度では、同性カップルのみを対象にするという国もある。そういった国では、むしろパートナーシップ制度の効力が高く、結婚に準ずるような形にすることができるといったメリットがある場合もあるので、ここを議論したい。必ずしも全ての人を対象にする制度のほうが優れているというわけではなく、そのことも考えた上で、本市では対象にする方をどう考えるかということである。資料2-2の10ページ、「制度の対象者」の方針案では、異性間であっても、日頃の生きづらさを感じている方を対象にするというかたちで、やや限定的ではあるが、実際には対象者を広くとらえている。その点について、これでいいのかどうかということも確認いただければと思う。

また、条例に落とし込む際に、趣旨はこういった内容でよいとしても、先ほど副会長から指摘があったように、文言については精査したほうがいいかもしれない。他市、他区の例なども参考にして、他の表現がよければ、それも併せて伺いたい。賛否のご意見、質問等願います。

【委員】 私は以前から申し上げているように、異性間であっても日頃の生きづらさを感じている方を対象とするということに関しては、ぜひそうしてほしいと思っている。選択的夫婦別姓が制度化されていない日本としては、日頃の生きづらさ、あるいは必要を感じている人がいる。私も娘が保育園のときに、やはりそういう方がおり、本当にすばらしい御夫婦だなと思っていたが、自分は、その方たちが別姓であることを全然存じ上げず、お母様の姓を名乗っているのだが、お父様の御協力のすばらしさにいろいろと意見の合うことが多かったのだが、例えば家庭によっては、本当にそういう問題もあるし、社会がそういう形を積み重ねていって認めてほしいと思っている。これに関しては、市民協議会でも話したが、そういう意見をいただいている。

【会長】 ほかにあるか、よろしいか。それでは、次の論点に進む。

次に論点2-1の「制度の種類」についてはいかがか。当審議会が今まで議論してきた中では、渋谷区のような形で公正証書を2種類求めるようなしっかりした仕組み

は、大切であるけれども、なかなかハードルが高くなる。むしろ、そこまでハードルを上げなくても宣誓と宣誓書の受理証のような形、つまり、併用型がよいという意見が出ている。

そうした議論を踏まえ、方針案はそういった形で書いてある。確認だが、併用型を採用しているのは、先ほど説明があった中野区だけということになるか。加えて、2つの運用案では、その効力について、もともと法的効力がそんなにないところではあるが、どういう取扱いになるのか、もう一度事務局の説明を求める。

【男女平等推進担当課長】 現在、併用型をやっているのは中野区だけであり、運用案における二階建て型が該当する。パートナーシップ宣誓を基本とし、宣誓と同時に公正証書等の提出を希望する場合には、公正証書等の受理を行い、公正証書等受領証の交付を行うということになっている。

先ほどの参考資料、中野区のパートナーシップ宣誓の宣誓件数にあるように、公正証書等受領証を併せて交付した件数は多くない。中野区においては、公正証書を作成するための支援は特にしておらず、パートナーシップ宣誓時にパートナーとの間に既に公正証書を作成していた方たちが申請したという形がほとんどであると伺っている。宣誓のみの場合と、公正証書が提出された場合と2段階あると、パートナーに段階をつけるのではないかという懸念もあったようだが、中野区の説明によれば、そういうわけではなく、公正証書をもう作っているカップルがおり、その内容がかなりプライバシーに踏み込んだものになるため、そうした公正証書を持ち歩いて事業者等に見せるよりは、公正証書等受領証が公正証書の代わりになるのであれば、そうした方たちの利便性に役立つということから、こうした制度の形になったと聞いているところだ。

【会長】 中野区は比較的早い時期に制度ができていると思うが、この併用型に関して他の自治体で追随されていないことに関して、何か情報はあるか。

【男女平等推進担当課長】 情報というものはないが、公正証書の場合には、作ってしまえば、それ自体が効力を持ち、全国どこへ行っても通用するものなので、それをあえて条件にするという選択は取らなかったものと考えている。

【会長】 このことについて、何か意見はあるか、よろしいか。では、先ほど参考資料で、もし条例に書き込む場合には、この辺りにこんな形で、という案が示されているが、それについて何かあるか。

一言申し上げると、資料3の最初で、前文に新たな内容を盛り込むことを提案させ

ていただいた。先行自治体においても前文に入れたり、改定したりされているので、今回、その部分を入れている。資料4で条例の全文をお示ししているのでご覧いただきたいが、本市の条例では、もともと性別等ということを定義しており、今回のようなパートナーシップ制度が作られても対応できる形にはなっている。しかし、その一方、これまで歴史的に男女差別に対する様々な活動、取組などがあったので、女性ということを特に強調した前文の書きぶりになっている。その意味で何か一言、多様な性の在り方に関することを入れたほうが良いということもあるのではないかとということから、前文についても確認させていただければと思う。例えば抜粋したところ、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されていると書かれているが、これらには性的指向・性自認というのがあまり入らないと感じられるので、多様な性の在り方について言及してもよいのではないか。ただ単純に「差別」などを入れてもいいか、あるいはもう少し文脈として書き込むことができるか、といったところも考えていきたいと思う。他の区市では比較的さっぱり書いているところと、少し書き込んでいるところがある。また、前文ではないが、目的、基本理念といったところにそのニュアンスや、背景のような形を書き込んでいるところもあるので、ご意見をお願いしたい。

さらにパートナーシップ制度について、言葉の定義とパートナーシップ制度、アウティング禁止事項がここに挙がっているが、ほかにこういう内容を入れたほうが良いといったようなこともあれば、お願いしたい。はじめに、前文について書き込んだらどうかと申し上げたが、別の表現として書いたほうが良いということがあれば、提案いただいても構わない。

【副会長】 この条例を作るときの草案であったものは、男女の不平等を解消するということが主眼とした条例案だったところに、少しずつ肉づけをしていく中で、ある程度入れ込めた部分とそんなに反映ができなかった部分があり、前文の部分はあまり反映ができなかった部分なのだと思う。端的に言うと、先ほど会長から指摘のあった、「しかしながら」以下の一文は、「性別等による」ということで「等」はついてるものの、内容を読むと男女平等に基づくようなものが並んでいると思う。そのことから、修正をするならば、「しかしながら、今なお」以下の「性別等」の「等」をむしろ取ってしまった上で、その一文の後に多様な性の在り方に関する差別の解消や、別

姓が認められていないことによる不平等の解消などを端的に入れた上で、その次の文章の「全ての人が」というところにつなげたほうが今回目的としているものと、前文とのかみ合わせはよくなるのではないかと思う。

【市民活動担当部長】 事務局から大変申し訳ないが、情報提供させていただきたい。第6期長期計画の中では、SDGsの話もあった。例えば生きづらさということであれば、「誰一人取り残さない」といった言葉が入ってもいいと思う。

【会長】 その点も参考にさせていただきたいと思う。ほかに何かあるか。

【委員】 前文の抜粋したところの2行目の「性別等に起因する暴力」という部分を少し膨らませる形で、「性別等に起因する人権侵害や不平等や暴力」とか、先ほど副会長も「不平等」という言葉も使っており、いろいろなことが包含できていいと思った。そのことから、「性別等に起因する人権侵害や不平等や暴力」といった形にすると性的指向や性自認のことなども含めるようなものになるのではないか。これまでの流れの中で作られた文章であり、大きく変わるのはどうなのかという心配もあったので、提案をさせていただいた。

【会長】 ほかに意見はあるか、よろしいか。では、前文に関してはこの程度にする。次に「パートナーシップ制度の定義」についてはいかがか。このことについては、資料3の8ページにある先行自治体の各文言の定義なども参考にされたい。

【副会長】 この審議会で考えているパートナーシップは、異性間も含めて人生の伴侶として、婚姻届は出していないが、日常生活において協力し合うことを約した2人を支援する制度である。同性間の場合には支援する制度がかかっているけれども、異性間の場合にはその制度が後ろにかかっているないので、両方含めて支援する制度であるということを端的に1つの文章で書いたほうが目的に沿うものになると思う。「性別等問わず」とかにしてしまえばいいのではないか。

性別等問わず生きづらさを緩和し、性的自認、性的指向、又は異性間における、と書くといいのかもしれないが、異性間において婚姻届を出さない理由は結構いろいろあり、それを言葉で表現するのは意外と難しいので、何かをぼやかすのか、よく考えた上で、はっきりするのかしたうえで、少なくとも異性間においても経済的又は物理的に協力し合うことを約した2人を支援する制度というのが、後ろに来るような形で二文にしてもいいし、一文にしても、そこは係るようにしたほうがいいと思う。

【会長】 意見としては、今のような形で先に同性カップルがあつて、後で異性間

がくるというのではなく、両方並列するような形で書いていくということで、それが長くなったら二文になるかもしれないということで承った。ほかに意見はあるか。

【委員】 条例で「性別等」という言葉を使っているので、私もここを「性別等にかかわらず」というのがいいと思っていた。「性別等」という言葉を使っている画期的なものなので、そのまま「性別等にかかわらず」のほうが分かりやすいのではないかと思う。

【会長】 では、この「性自認・性的指向に係る」という辺りが要らなくなるか。「性別等にかかわらず」と書いて、ここをなくしてもいいか。そして最後の「なお、異性間において日頃の生きづらさを感じているものも対象にする」という一文はなくすということになるかと思う。「パートナーシップ制度の宣誓等を受理することで性別等にかかわらず、日頃の生きづらさを」と続けていって、最後の一文が要らない。

【委員】 よろしいのではないか。

【会長】 では、今日のところはこのような形にしておいて、次回確認したときに気になるところがあればまた直していきたい。

その次のパートナーシップ制度というところだが、これは宣誓書受理証と公正証書等受理証を交付するという2本立てのような形で書いているが、これについてはいかがか。先ほど事務局より説明があったが、制度が2つあると、受け取った事業者が混乱したりするのではないか。そういうことがなければ2つあってもいいか。

【委員】 公正証書は公的なので分かりやすいが、宣誓書受理証における責任や、権利など、意味が分からない。

【会長】 今の点は、公正証書は分かるけれども、宣誓書受理証というのはどういうものになるか、中身がわからないということだが。

【委員】 権利と義務の問題ではないが、これを交付して何か問題が起こったときに公正証書と違って、何かあるのか。

【会長】 宣誓書受理証に何を書くのかにもよるが、宣誓書受理証がどんな効力を持つか、効果を持つかということだ。

【委員】 「また」という言葉でつないでいて、この書き方だと一緒のような感じを受ける。

【会長】 中野区ではどのように書いてあるか。

【委員】 今日の資料の中野区パートナーシップの5ページに宣誓手続というのが

あって、宣誓手続のところの「公正証書の作成は個人で行うには難しい手続であるため、公正証書の作成も含め、宣誓から一括して対応する仕組みやサービスの提供等があるとよい」という記載がある。

【男女平等推進担当課長】 中野区の場合、宣誓書受理証だからここまでのサービスをしてほしい、又こういった取扱いをお願いしたいとか、公正証書受理証だからここまでやっていただきたいといったことは言っていない。2人がパートナーシップ関係を宣誓しているのが宣誓書受領証で、公正証書を2人が交わしていたら、公正証書受理証を発行するというので、それに対して自治体側としてこういう扱いをしてくださいというようなお願いはしていない。質問の中でも公正証書と宣誓書のレベル分けをしているわけではないということも言っており、宣誓書受理証が基本にあって、公正証書を取得しているカップルに対して利便性を図っていると考えてよいと思う。

【会長】 中野区のパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書、受領証というのを検索したところ、まず2人の名前があって、その下に次のように書かれている。「お二人が中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされ、区が宣誓書及び確認書を受領したことを証します。区は多様な生き方、個性及び価値観を受け入れることができる地域社会の実現を目指しています。お互いに支え合って歩まれるお二人が中野区において自分らしく生き生きと活躍されることを期待しています。中野区長と日付」。そして、「受理証を受けたお二人へ」と、「受領証の提示を受けた皆様へ」というのがあり、「中野区では、多様な生き方、個性及び価値観を受け入れることができる地域社会を実現することを目指す取組の一環として、パートナーシップの宣誓を行ったお二人に対してパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証を交付するとともに、お二人からパートナーシップの関係等を明記した公正証書等を受領した場合には、パートナーシップ公正証書等受領証を交付する取組を行っています。受領証の提示を受けた皆様は、この趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。なお、これらの受領証は提示等によって法律上の権利、義務などを付与する効果を生じさせるものではありません」ということで宣誓日と交付日、2人の住所が書かれるということになっている。

【委員】 最後のところに、法的な云々という文言があったが。

【会長】 最後のところに「提示等によって法律上の権利、義務などを付与する効

果を生じさせるものではありません」と書いている。おそらく他の自治体などでもそうではないか。基本的に法律上の権利、義務などを付与する効果はないと書かれているところが多いように記憶している。

【委員】 そのこのところを誤解したくないと思った。宣誓書と「または、」ではなく「また、公正証書」となっている。イメージというか、概念は分かるが。

【会長】 何かもう少し親切に書くとか、違う書き方もあるのではないかということか。普通は制度の場合、交付するという書き方になる。事務的なところであれば、それに従えばいいと思うが。

【委員】 この「また、」はなくてもいい。宣誓が行われたら宣誓書受理証を交付する。公正証書等を受理した場合には、公正証書等受理証を交付することができる。この宣誓書と公正証書の関係が「また、」によってわかりづらい。ある意味では別物ではないか。

【会長】 細かい文言の修整になるかもしれないので、事務局が確認の後、副会長にも見ていただく形にしたい。ここでは細かい文言までは難しいので、審議会として、両方を受け付けるかどうかというところを決めたいと思うが、いかがか。

【委員】 両方受け付けていいのではないか。

【会長】 基本的には、この形でよろしいか。

【委員】 私は公正証書と宣誓書と両方選べるという方針案については、自分もそのように提案しており賛成だが、ただやはり公正証書というのは法的にきちんとできるのだと思う。さっきも申し上げたように、結婚によって認められていることや、保護されていることが、今この審議会が対象にしようとしている方たちにおいて、できるだけそれに近いものにするとしたら、例えば公正証書でどこまでの意味があるのかはわからない。でも、そこも選べる。そして同時に、宣誓書だけでいいという人には、それでいいという、そういう自由度があるのがいいと思う。その方向で行っていると思われるが、ぜひそうしてほしいと思ったので、よろしく願いしたい。

【会長】 2つのそれぞれが両方選べるというか、選択制ではないけれども、宣誓書と併せて、公正証書も提出できる形にしておいたほうがいいということでもいいか。公正証書だけにして、渋谷区のような形になると、かなり効力——効力というと、ニュアンスがまた違うかもしれないが、より効果が高いけれど、そこまでは必要ないかもしれないし、又負担も大きいかもしれないので、それだけということはない。し

かし、可能性として2つ選択肢があったほうが良いという、今までもそういった形の議論をしてきたので、それでよろしいか。それでは、そういった形にしたい。

次に、方針案の追加としてアウトティング禁止事項を入れている。資料3の2ページ目である。こちらについて意見はあるか。条例に追加する場合は、第7条の2として入れてはどうかということである。まず内容について、よろしいか。

【委員】 細かな文言になるが、この提案の第2項に「本人の同意なくして」と書いてあるが、ほかの自治体では「本人の意に反して」という言葉もある。どちらがいかと思ったとき、私は「本人の意に反して」のほうが良いと思った。文字どおりに読むと、例えばシスジェンダー、異性愛であっても同意なくして言うてはいけなくとも読めたときに、この社会状況の中でやはり性的マイノリティの困難ということを考えると、言葉をどう解釈するかになって難しいかもしれないが、「意に反して」のほうが良いと思う。説明がうまくできないが、マイノリティを保護するという現状に合う言葉かと思っている。

【会長】 私も「本人の意に反して」のほうが、いいように思うが、いかがか。

【副会長】 「意に反して」と「同意なくして」を比べた場合、おそらく「同意なくして」のほうが、同意がないと駄目なので、厳しさの度合いで言うと厳しくなると思うが、法文としてある場合は「意思に反して」、「意に反して」のほうが何となくありそうな感じがするので、そこを修正するのはよろしいと思う。「本人」というのが、この条例で定義されていない言葉で、かといって誰に対して言うかというのはすごく悩みどころだが、「本人」とは何か。性的指向や性自認に関する少数者ということになると思うが、そこは要検討なところで、誰々は誰々に対し、順番として誰が誰に対しというのが文言としては次にあって、何々を何々してはいけないというのが法の一般的な順番であるので、「市、市民及び事業者等は、」本人に対し、これを「本人」にするのか、「本人」にするなら定義しなくてはいけなくて、ここは難しいところだ。誰に対し、性的指向または性自認の公表を強制または禁止してはならない。2項、市、市民及び事業者は本人の意に反して性的指向または性自認を公表してはならないというふうになるかと思う。

併せて類似のところを指摘しておきたい。パートナーの定義が（4）の後に追加となっているが、定義の条文は順番に意味があり、新しく作られる制度なので、この場合は最後の12番に追加でよろしいのではないか。

それから、パートナーシップ制度についての説明の中で、効果の部分が書いていないのは大きくて、そこまでフォローすることが制度全体としては必要なことなのだろうと思う。

一つ申し上げたいのが、12条の後の〇条の2のところだが、「市民及び事業者」と書いてあるが、これは、「市、市民及び事業者」だと思う。市には配慮義務を課さないということは、条例の趣旨からしてはあり得ないと思うので、「市、市民及び事業者は」として、パートナーシップ制度自体は上のほうにもう定義されているので、前条とか書かなくていい。「パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずる。」というのが努力義務みたいな規定にはなるが、抽象的なところでの、誰がどの程度義務を負っているのかを明らかにする。

もう一つ、配偶者に対して認められているものの中で、市政の中で、それをそのパートナーに今回認められるものがどの程度あるのかということで表を作ったりしているので、それを条例の別表にすることだと流動的な対応ができないのであれば、少なくとも規則の中での別表にして、市としては市の公務員や、市民に、こういう条件の下でここまで認めるということが、パートナーシップ制度ということでリリースする段階では分かるような形にまとめられていることが望ましいと思う。

【委員】 少し戻ってよろしいか。先ほどの「本人」というのは、「当事者」ということでは駄目か。

【副会長】 新しい文言を使うのであれば、定義の中の主体のところは、それこそ前のほうに文言として一つ定義を入れる必要があると思う。これについては、アウトティングについて条例を設けている自治体がどういう文言を使っている、その文言をどういう定義をしているのかということについて、調べた上で、それらを参考にしながら入れていけたらいいと思う。

【委員】 「当事者」という文言にすれば、規定というか、そういうものの要らない言葉ではないかと思っているが。

【会長】 「本人」を使っているところが多いと思うので、それをどのように定義しているかを確認するといいと思う。

【委員】 承知した。「当事者」だったら定義しないで使えると思った。

【男女平等推進担当課長】 アウトティングのところの「本人」という文言については、先行自治体の例を調べて、言葉を考えたいと思う。

【会長】 アウティングのところの、「市、市民及び事業者等」と言われたところについて、もう1回お願いしたい。

【副会長】 法の順番は、誰が誰に対し、どうするというのが一般的な順番なので、「市、市民及び事業者は、」これはどういう書き方にするか、続いて、「本人に対し、性的指向または性自認の公表を強制または禁止してはならない」という法文になるはずである。2については、委員おっしゃったとおりの修正でいいと思う。

【会長】 最後にパートナーシップ制度について、規則に別表をつけたらどうかということである。これは事務局に、また検討していただきたい。

【男女平等推進担当課長】 別表については調査したい。あくまで各所管課に対して、当課としてお願いするという形になるので、最初に制度をリリースする時点で、こういったものに効果が及ぶという別表を作るのは困難ではないかという感触がある。

【副会長】 確かに場合によっては、当該条例の改正などをしないと実現できないものもあるのだと思うが、後発でパートナーシップ制度を検討する自治体としては、できるだけ、どの程度効果をいいものにできるかというところが、遅れて時間をかけている意味ではないかとも思うので、さすがにゼロ回答というのは極めて残念であると思うところだ。

それから、12条の後ろの、「パートナーシップ制度」のところ、〇条の2としているところで、「市民及び事業者はパートナーシップ制度を最大限配慮し」という条文についてだが、市が配慮しなければいけないということ、主体に市が入っていないことについて、何か特別理由があるか。

【男女平等推進担当課長】 特別な理由はない。「市民や事業者」が、「市が」行うパートナーシップ制度を配慮するというので、ここには市をつけていないということである。

【会長】 それでは、ここは書き換えることになるか。「市、市民及び事業者は」と書いて、「前条に規定する市が行う」という文言がなくても分かるか。市も、最大限配慮するというのがあったほうがよいと思う。

【市民活動担当部長】 テクニク的であるので、このパートナーシップ制度については、市としてもできる限りやっていくのは当然なので、案としては、「市が行うパートナーシップ制度」と書いたのだから、「市」を抜いたのだと思う。考え方としては、市も入っているので、表現の方法を考えたいと思う。

【会長】 それでは、一通り予定したところは議論したところであるが、さらに気になる点などはあるか。

【市民活動担当部長】 先ほどの別表の件だが、この審議会の前に庁内研究会というのがあるので、そこで改めて何ができるのか、なるべく出していきたい。実効性のあるものということで考えていきたいので、ゼロではないと思っている。

【会長】 ほかに何かあるか。気になる点や、質問はあるか。また、次回、この点を議論したいということがあれば、お願いしたい。

【委員】 パートナーシップ宣誓だけをしたときの効果と、公正証書まで出したときの効果。それから、公正証書を出しても、法律婚とは同等にならないのだというあたりの整理がつかない。どういう違いがあるのか、そのことを少し整理してもらえると、二階建ての構造や、併用の構造を考えるときに参考にできると思うので、今後、お示しいただきたいと思う。

【会長】 大事な点だと思うので、次回事務局に説明をお願いしたい。ほかに何かあるか、よろしいか。今日の議論を整理して次回お示しするようにしたい。本日は、ここまでとする。

■議題（3）その他

【会長】 事務局から次回の確認と情報提供、事務連絡などをお願いする。

【事務局】 次回は、9月下旬から10月上旬に行いたいと考えている。改めて日程調整等含め、皆様に伺いたい。

【会長】 以上で令和2年度第4回審議会を終了する。

— 了 —